

1、設置の目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境にすることで、若手の活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与すると考えられる。その一環として建設現場への快適トイレ設置を試行する。

2、快適トイレの仕様・付属品

(1) トイレに求める機能 (必須)

- ①洋式便座
- ②水洗機能 (簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③臭い逆流防止機能 (フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- ④容易に開かない施錠機能 (二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備 (電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重 5 kg 以上)

(2) 付属品として備えるもの (必須)

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品 (任意)

- ⑫室内寸法900×900mm 以上 (半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等 (トイレットペーパー予備置き場)

3、快適トイレの実例

国交省 導入事例



明確な男女別の表示

平成30年5月1日より本試行要領を適用

4、対象工事

(1) 当初設計金額が6千万円以上の工事【発注者指定型】

(2) 受注者からの希望があった工事【受注者希望型】

※ただし、営繕工事及び単価契約工事、その他現場状況等により設置不可な工事は対象としない。

5、積算方法

(1) 快適トイレに要する費用は、当初設計では計上せず、契約締結後に設計変更にて計上する。

(2) 従来のトイレ費用(10,000円/基・月)との差額を共通仮設費に積上げ計上する。

①差額は45,000円/基・月を上限

②男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで計上(差額上限は、90,000円/2基・月)

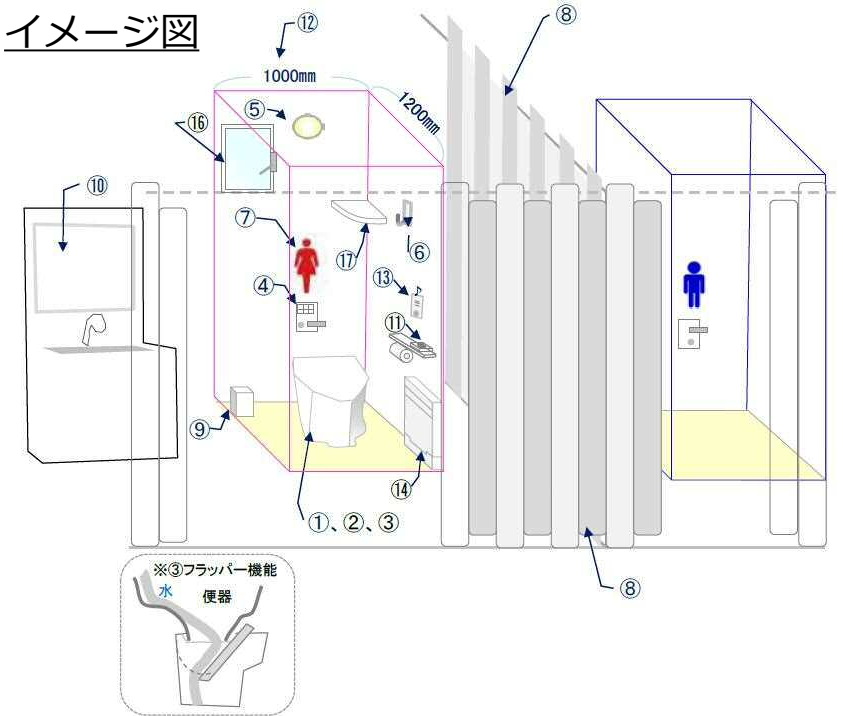
③運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

④共通仮設費の項目は、営繕費とする。

ボックス型



イメージ図



快適トイレの写真・イメージ図 (国交省資料より)

車載型

